

番号	事業名	所管部課	評価			改善内容								2020年3月末時点の改善状況					
			評価結果	評価の総括	総括の整理（項目別）	所管課として受け止めた課題	目指すべき姿	改善に向けた取組	指標	現状値	目標値	達成時期	2017年度取組実績	年度計画		2020年3月末時点実績	改善状況	改善に向けた取り組み・成果等	「改善済み」にならなかった理由
														2018年度	2019年度				
1	公立保育所運営事業	子ども生活部子育て推進課	要改善	<p>待機児童の減少方策も含め、将来的な目標をきちんと立て、市役所内だけでなく市民と共有すること。</p> <p>その中で公立保育所としての存在意義を果たすべき役割の再認識をし、市内保育所の公民連携の発信拠点になること。</p> <p>また、それらを担う保育士の育成と確保に関して改善が必要である。</p>	<p>(1) 待機児童の減少方策も含め、将来的な目標をたて、市民と共有する必要がある。</p> <p>町田市における現在の待機児童数や、今後の保育所等への入所希望数などについて将来的な見込みをたて、必要となる定員枠が確保できるよう、計画の策定及び保育所等の整備を行う必要がある。</p> <p>保育所等への入所を希望する市民のニーズが満たされている。</p>	<p>① 保育所等のニーズ量について、現状の確認と人口の再推計をもとに、調査する。</p>	<p>① 保育所等のニーズ量調査の実施</p>	① -	<p>① 保育所等のニーズ量調査の実施</p>	① 2017年11月	<p>① ニーズ量調査を実施</p>	① -	① -	<p>① 実施済み（2017年11月）</p>	改善済み	-	-		
						<p>② ①のニーズ量調査をもとに、今後の保育所等の量の見込みと確保方策（待機児童数と必要な定員児童数等を）、地域別に研究する。</p>	<p>② 今後の待機児童数と必要な定員児童数等の地域別の研究</p>	② -	<p>② 今後の待機児童数と必要な定員児童数等の地域別の研究</p>	② 2017年11月	<p>② 地域別の待機児童数（見込み）と必要な定員児童数等を研究</p>	② -	② -	<p>① 実施済み（2017年11月）</p>	改善済み	-	-		
							<p>③-ア 「町田市子ども・子育て支援事業計画」の中間見直しの実施</p>	③-ア -	<p>③-ア 見直しの実施</p>	③-ア 2017年12月	<p>③-ア 見直しの実施</p>	③-ア -	③-ア -	<p>③-ア 実施済み（2017年12月）</p>	改善済み	-	-		
				<p>待機児童の減少方策も含め、将来的な目標をたて、市民と共有する必要がある。</p> <p>町田市における現在の待機児童数や、今後の保育所等への入所希望数などについて将来的な見込みをたて、必要となる定員枠が確保できるよう、計画の策定及び保育所等の整備を行う必要がある。</p> <p>保育所等への入所を希望する市民のニーズが満たされている。</p>	<p>③ ②で研究した内容をもとに、2019年4月の待機児童がゼロになるよう、「町田市子ども・子育て支援事業計画」の中間見直しを行い、地区ごと（堺・町田・忠生・鶴川・南）に必要な保育所等を整備する。</p>	<p>③-イ 「町田市子ども・子育て支援事業計画」に基づく保育所等の整備</p> <p>【堺地区】 ・認可保育所（分園）設置1施設 ・認可保育所（認証保育所からの移行）1施設 ・認可保育所（既存認可保育所の増改築）1施設 ・小規模保育事業所の設置13施設 ・20年間期間限定認可保育所1施設 ・幼稚園型接続型認定こども園1施設</p> <p>【忠生地区】 ・認可保育所（分園）設置1施設 ・認可保育所（認証保育所からの移行）1施設 ・認可保育所（既存認可保育所の増改築）1施設 ・小規模保育事業所の設置13施設 ・20年間期間限定認可保育所1施設 ・幼稚園型接続型認定こども園1施設</p> <p>【町田地区】 ・認可保育所（分園）設置1施設 ・認可保育所（認証保育所からの移行）1施設 ・認可保育所（既存認可保育所の増改築）1施設 ・小規模保育事業所の設置13施設 ・20年間期間限定認可保育所1施設 ・幼稚園型接続型認定こども園1施設</p> <p>【鶴川地区】 ・認可保育所（分園）設置1施設 ・認可保育所（認証保育所からの移行）1施設 ・認可保育所（既存認可保育所の増改築）1施設 ・小規模保育事業所の設置13施設 ・20年間期間限定認可保育所1施設 ・幼稚園型接続型認定こども園1施設</p> <p>【南地区】 ・認可保育所（分園）設置1施設 ・認可保育所（認証保育所からの移行）1施設 ・認可保育所（既存認可保育所の増改築）1施設 ・小規模保育事業所の設置13施設 ・20年間期間限定認可保育所1施設 ・幼稚園型接続型認定こども園1施設</p>	<p>③-イ 整備完了</p> <p>【整備施設】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・認可保育所（分園）設置1施設 ・認可保育所（認証保育所からの移行）1施設 ・認可保育所（既存認可保育所の増改築）1施設 ・小規模保育事業所の設置13施設 ・20年間期間限定認可保育所1施設 ・幼稚園型接続型認定こども園1施設 	③-イ 2019年3月	<p>③-イ 保育所等の整備 ※待機児童数146人（0～2歳児：143人）（2018年4月時点）</p> <p>【堺地区】 ・小規模保育事業所 1施設</p> <p>【町田地区】 ・20年間期間限定認可保育所 1施設 ・小規模保育事業所 1施設</p> <p>【鶴川地区】 ・小規模保育事業所 1施設 ・認可保育所（分園）設置1施設</p> <p>【南地区】 ・認可保育所（分園）設置1施設</p>	③-イ -	<p>③-イ 整備完了（2019年3月）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・予定していた保育所等18施設の整備完了 ・454人分（0～2歳児：337人）の定員増 ・2019年4月待機児童ゼロを達成見込み 	改善済み	<p>◎2017年度施設整備 6施設定員208人分（0～2歳児：125人）確保</p> <p>【堺地区】 ・小規模保育事業所 1施設</p> <p>【町田地区】 ・20年間期間限定認可保育所 1施設 ・小規模保育事業所 1施設</p> <p>【鶴川地区】 ・小規模保育事業所 1施設 ・幼稚園型接続型認定こども園 1施設</p> <p>【南地区】 ・認可保育所（分園） 1施設</p> <p>◎2018年度施設整備 12施設定員246人分（0～2歳児：212人）確保</p> <p>【町田地区】 ・認可保育所（認証保育所からの移行）1施設 ・小規模保育事業所 3施設</p> <p>【鶴川地区】 ・認可保育所（既存認可保育所の増改築）1施設 ・小規模保育事業所 2施設</p> <p>【南地区】 ・小規模保育事業所 5施設</p>	-					

番号	事業名	所管部課	評価			改善内容										2020年3月末時点の改善状況							
			評価結果	評価の総括	総括の整理（項目別）	所管課として受け止めた課題	目指すべき姿	改善に向けた取組	指標	現状値	目標値	達成時期	2017年度取組実績	年度計画		2020年3月末時点実績	改善状況	改善に向けた取り組み・成果等	「改善済み」にならなかった理由				
														2018年度	2019年度								
1	公立保育所運営事業	子ども生活部子育て推進課	要改善	<p>待機児童の減少方策も含め、将来的な目標をきちんと立て、市役所内だけでなく市民と共有すること。</p> <p>その中で公立保育所としての存在意義や果たすべき役割の再認識をし、市内保育所の公民連携の発信拠点になること。</p> <p>また、それらを担う保育士の育成と確保に関して改善が必要である。</p>	<p>(2) 公立保育所としての存在意義や果たすべき役割の再認識をし、市内保育所の公民連携の発信拠点になる必要がある。</p>	<p>【認可保育所としての公立・民間保育所の相違点】 公立・民間の認可保育所は、国の「保育所認可等の基準に関する指針」で定める設置基準（以下「設置基準※1」という。）に基づき、保育所運営を行っている。そのため、認可保育所としての公立・民間保育所の保育士配置や設備条件、基本的な運営内容に大きな差はなく、公立・民間の認可保育所は、設置基準の範囲内で、施設ごとの理念や保育方針に基づき、特色のある保育を行っている。</p> <p>【公立保育所の役割・公民連携について】 保育所に子どもを預けて働きたいという保護者のニーズが全国的に増えているため、相対的に、アレルギー対応が必要な児童や、たんの吸引や経管栄養などの医療的ケアが必要な障がい児（医療的ケア児）を保育所へ預けたいというニーズも増えてくることが予想される。</p> <p>また、2018年4月から施行される「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の一部を改正する法律」では、地方公共団体において、医療的ケア児への支援を充実することが求められている。</p> <p>これらの動向を受け、医療的ケア児の保護者が安心して子どもを保育所等に預けられるようにするためには、対象児童の受け入れを行う仕組み・体制を構築する必要がある。また、医療的ケア児の受け入れを公立保育園が率先して行うことで、民間の保育所等の自発的な受け入れを促していく必要がある。</p> <p>医療的ケア児の受け入れにあたっては、公立保育所の保育環境や保育体制を常に整えておく必要がある。</p> <p>※1設置基準では、保育所の定員、開所時間（11時間以上開所）、保育時間（1日8時間以上の保育）、設備（保育室、乳児室・ほふく室、調乳室、医務室、調理室等）、職員配置（保育士、調理員等）、保育所運営（必要な設備用具、必要な帳簿等）等が定められている。</p>	<p>① 保育所等における医療的ケア児の受け入れの要件や、ケアする内容などを定めた「（仮称）医療的ケア児保育所等受け入れ方針」を策定する。</p>	<p>① 「（仮称）医療的ケア児保育所等受け入れ方針」の策定</p>	① -	① 方針の策定	① 2019年3月	① 検討	① 検討・策定	① -	① 方針の策定	① 2019年3月	① 検討	① 検討・策定	① -	<p>① 方針の策定（2018年11月） ・名称「医療的ケア児の保育所等受け入れガイドライン」 ・医療的ケアの内容は、経管栄養、喀痰の吸引（口腔・鼻内）の2行為を基本 ・2019年4月の入園に向け、当該ガイドラインを使用し、保護者からの入園相談等に対応</p>	改善済み	<p>※別添「医療的ケア児保育所等受け入れガイドライン」の行政報告資料参照（2018年12月文教社会常任委員会にて報告）</p>	-
						<p>医療的ケアの必要性の有無にかかわらず、保育所等での保育が必要なすべての子どもを受け入れる保育環境・保育体制が整っている。</p>	<p>② 公立保育所の果たすべき役割として、医療的ケア児受け入れを率先して行うため、5施設すべての公立保育所において、ケアベースの確保や、児童専属の看護師確保など、保育環境や保育体制の整備を行う。</p>	<p>② 医療的ケア児の受け入れに関する公立保育所の保育環境・保育体制の整備</p>	② -	② 保育環境・保育体制の整備完了	② 2019年3月	② 検討	② ケアベースの確保・看護師の配置手段の確保	② -	② ケアベースの確保・看護師の配置手段の確保	② 整備完了（2019年3月） ・5施設すべての公立保育所において、ケアベースの確保 ・児童専属の非常勤看護師を確保	改善済み	<p>※別添「医療的ケア児保育所等受け入れガイドライン」の行政報告資料参照</p> <p>・現在、公立保育園には、1人医ケア児入所（インシュリン注射のため、派遣看護師1名を配置）</p> <p>・2019年度には、新たに医ケア児3人の受け入れ可能とした。</p> <p>【整備内容】 ・児童専属の非常勤看護師及び非常勤保育士を1名ずつを予算確保（保育士確保は、医療的ケアだけでなく、障がいとの複合的なケアが必要なことを想定） ・主治医は町田市民病院の小児科医</p>	-				

番号	事業名	所管部課	評価			改善内容										2020年3月末時点の改善状況							
			評価結果	評価の総括	総括の整理（項目別）	所管課として受け止めた課題	目指すべき姿	改善に向けた取組	指標	現状値	目標値	達成時期	2017年度取組実績	年度計画		2020年3月末時点実績	改善状況	改善に向けた取り組み・成果等	「改善済み」にならなかった理由				
														2018年度	2019年度								
1	公立保育所運営事業	子ども生活部子育て推進課	要改善	<p>待機児童の減少方策も含め、将来的な目標をきちんと立て、市役所内だけでなく市民と共有すること。</p> <p>その中で公立保育所としての存在意義や果たすべき役割の再認識をし、市内保育所の公民連携の発信拠点になること。</p> <p>また、それらを担う保育士の育成と確保に関して改善が必要である。</p>	<p>(3) それらを担う公立保育士の育成と確保に関し、改善が必要である</p>	<p>公立保育所の常勤保育士の確保については、保育所設置基準に基づいた必要数を配置できている一方で、障がい児の対応や、朝夕の長時間保育に対応を行う加配職員については、常勤保育士が担うクラス担任に加えて、非常勤保育士を配置している。</p>	<p>保育士の確保・育成方法が整備され、公立保育所における臨時職員及び非常勤嘱託員が充足されている。</p>	<p>① 非常勤保育士の給与や任用年数などの処遇については、地方公務員法の改正を受け2020年4月から開始される非常勤職員制度と合わせ、必要な条例・制度等の見直しを行う。</p>	<p>① 非常勤保育士の処遇に関する条例・制度等の改正</p>	① -	① 条例・制度等の改正	① 2020年3月	① 非常勤保育士の処遇に関する課題点の抽出	① 関係部署との検討	① 条例・制度等の改正	<p>2020年4月施行の会計年度任用職員に関する関係条例を改正済（職員課）。</p>	改善済み	<p>・2020年4月施行の会計年度任用職員に関する関係条例10本を改正した（職員課）。</p> <p>・条例では、非常勤保育士の処遇について規定した。</p>	-				
						<p>この非常勤保育士の確保が困難であるため、給与や任用年数などの処遇について見直しを行う必要がある。</p> <p>正規の保育士の補助業務を行う職員については、みなし保育士（例：幼稚園教諭や小学校教諭の免許保持者）の活用を研究し、市の子育て施策の維持を検討する必要がある。</p>		<p>② 保育補助業務の専門性を高めるため、みなし保育士の活用策を検討し、制度構築を行う。また、みなし保育士の活用策に基づき、みなし保育士を採用する。</p>	<p>② みなし保育士の活用策の制度構築</p>	② -	② みなし保育士の採用	② 2020年3月	② みなし保育士の活用に向けた研究	② みなし保育士の活用に向けた研究及び制度構築	② みなし保育士の採用開始					<p>② みなし保育士の採用等開始（2018年7月）</p> <p>・「みなし保育士」に関する制度については、「児童福祉施設設備及び運営に関する基準及び家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令」を準備</p>	改善済み	<p>・厚生労働省令、厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知に基づき、2018年7月から実運用開始</p> <p>・保育補助「資格なし」から、みなし保育士「資格有り」（扱い）になると、現行では時給が変更する（役割等の変更はない）</p> <p>・2018年7月から、大蔵保育園で働いていた保育補助1名を、「みなし保育士」とした</p>	-
						<p>保育士の育成に関しては、特に知識が必要な医療的ケア児への対応について行う必要がある。そのため、当該児童のクラス担任である常勤保育士や加配の非常勤保育士等が、専門的な対応ができる方法を学べるよう、その機会を創出する必要がある。</p>		<p>③ 公立保育所の保育士が医療的ケア児への対応方法などを学ぶため、医療機関等が行う実務研修へ参加する。</p>	<p>③ 実務研修への参加</p>	③ -	③ 参加	③ 2019年3月	③ -	③ 実務研修への参加	③ -								